

令和5年11月 第21回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年11月27日(月)				
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 4時10分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		13名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

## 議案日程

### 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

## 第21回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年11月第21回総会を開会いたします。  
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗つてから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号13番「柴崎勝」委員、1番「中野勝」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について読み上げますので、その後、許可基準についてご説明いたします。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

では、譲受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の1ページをご覧ください。

譲受人は鶴ヶ島市にお住いの80歳。作目構成はナス、キュウリ、トマト、ネギ、イチゴなどです。経営方針は有機農業で、自家用として農作物を栽培したいとのことです。

譲受人は農作業歴がありません。念のため、鶴ヶ島市農業委員会に確認したところ、経営農地はないとのことです。大学卒業後、民間会社に25年間勤務し、その後、会社を設立して代表取締役として約32年間勤務され、今年10月に退職されました。

来年1月に勝呂に転居し、年間150日以上、農地を耕作されるとのことです。

## 第21回定期総会議事録

事務局

また、農機具は軽トラック、耕運機、草刈り機を所有されており、今後はトラクター1台の導入と鶏を10羽飼う予定です。  
 なお、譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。  
 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。  
 最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉田委員

推進委員の吉田が報告いたします。11月24日8時半に集合し農業委員2名、推進委員2名、計4名で本人立ち合いのもと現地調査を行いました。  
 農地はいずれも適正に管理されており、果樹が植わっているところもそのままお使いになるとのことです。一部大きめの農業用倉庫が建っています。たまに息子さんとお孫さんに手伝ってもらいながら管理していくとお話を伺いました。80歳と高齢ではありますが、お元気そうでありました。面積もありますのでたまにはシルバー人材センターなども利用しながら無理のない範囲で管理をしていただければと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。農業用倉庫について、事務局から補足はありますか。

事務局

はい。事務局です。吉田委員の報告にあった農業用倉庫ですが、全所有者が建てたもので、今後は譲受人が農業用倉庫として使っていくと伺っています。そのため、事務局から今後農業用施設の届出を提出していただくよう指導しております。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員

はい。

議長

はい。河村委員。

7番河村委員

息子さんとお孫さんは近くにいらっしゃるのでしょうか。経験がないことなので指導してもらえる方がいたほうがよいのではないかでしょうか。耕作していた人が近くに住んでいるとか。

11番神田委員

はい。11番神田が補足で説明します。

息子さんとお孫さんは鶴ヶ島に住んでいるようです。また、以前は譲渡人の娘夫婦が耕作していたようですが町内にはいらっしゃらないと思います。

議長

その辺は地域の農業委員も気にしてみていったほうがいいですね。

7番河村委員

そうですね。よろしくおねがいします。

議長

ほかにございますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

## 第21回定期総会議事録

	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>事務局です。 申請番号2番について説明いたします。 (申請番号2番について読み上げ)</p> <p>今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。</p> <p>残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。</p> <p>では、譲受人について補足で説明させていただきます。</p> <p>別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の2ページをご覧ください。</p> <p>譲受人は坂戸市にお住いの46歳。念のため、坂戸市農業委員会に確認したところ、経営農地はないとのことです。作目構成はじゃがいも、たまねぎ、大根、枝豆などです。</p> <p>経営方針は有機農業で、自家用として農作物を栽培したいとのことです。</p> <p>譲受人は小川里山食農スクールエディベリにて2021年8月から「土の学校」「シェア畠」に参加されております。大学卒業後は転々と民間会社に勤務され、現在においても会社員として勤務しております。</p> <p>当面の間は坂戸市の自宅から通いで奥様と2人で年間150日以上、農地を耕作されることです。セカンドハウス的に隣接の宅地を購入いたします。</p> <p>また、農機具は草刈り機を所有しております。</p> <p>なお、譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。</p> <p>現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。</p>
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員永島委員	推進委員の永島が報告いたします。11月20日に農業委員6名、推進委員2名、計8名で現地調査を行いました。
	この方は農業の経験はないようですが、本人はやる意識があるようなので頑張ってほしいと思いますが、ちゃんとやれるのかという懸念の声もありました。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
2番島田委員	はい。

## 第21回定期総会議事録

議長

はい。島田委員。

2番島田委員

2番島田です。坂戸市から通って年間150日農作業ができるのでしょうか。ちょっと心配です。

議長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

事務局です。申請書の中で年間150日農作業に従事すると申告されております。それが可能かどうかというのは判断が難しいところです。これから150日通われるとのことで全面的に否定はできないと思われます。以上です。

議長

ありがとうございます。ほかにありますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

申請番号3番について説明いたします。

(申請番号3番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は八和田地区になりますが、青山にも所有される農地がありますので、大河地区委員からも現地調査報告を併せてお願いいたします。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員及び大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員

推進委員の坂田が報告いたします。11月20日8時30分に農業委員6名、推進委員2名、計8名で現地調査を行いました。

## 第21回定期総会議事録

推進委員坂田委員 中爪の経営農地につきましては適正に管理されておりましたので特に問題はないかと思います。以上です。

5番笠原委員 5番笠原が報告いたします。11月25日に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。経営農地は草刈管理され、適正に管理されておりました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を宅地（農地以外）に転用し、売買を行う申請となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接農地所有者の同意書が添付されていることを申し添えます。

本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

## 第21回定期総会議事録

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

7番河村委員

7番河村が報告します。11月25日9時に農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。

現地は周りを住宅に囲まれた農地で、現在は作付け等はされておりませんでした、現状をみて、特に問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程4、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。

審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。

ただし、委員及び新規就農者に関する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

承認が得られたということで、議案第3号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。

それでは、これより審議に入ります。審議のまえに1件訂正をお願いいたします。申請番号33番ですが、今回は利用権設定をしないとの申し出がありましたので、欠番とすることでご了承いただきたいと思います。

今回は再設定が30件、新規設定が15件、計45件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

はじめに、小川地区の再設定の審議に入ります。申請件数は5件で、関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号1番について関係委員である河村委員の退出を求める。

(河村委員、退出)

## 第21回定期総会議事録

議長

それでは、河村委員の関係案件、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、その承認を求める」とのことです。

今回ご審議いただくのは、通称「利用権」と呼ばれる期限付きの貸借権の権利設定についてでございます。これは農業経営基盤強化促進法という国の法律の下、当事者より申出がされるものです。市町村はこの法律に基づき「農用地利用集積計画」を作成しており、利用権はこの計画の一部に当たります。

町は、この計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるとされており、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。

また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申出を受けて、農地の利用調整に努めることとされています。

小川町では年3回、この申し出を受け付けており、農業委員会では6月と11月、そして2月の案件として審議していただきます。

昨年度までは小川町農業委員会の内規により、1年1反以上の農業経験が証明されなければ利用権を設定できませんでしたが、今年4月の農地法の改正により下限面積要件が撤廃されました。

経験や面積で利用できる者を制限するのは望ましくないという国の意向もあり、1年1反以上の農業経験という小川町農業委員会の内規も廃止となりました。

このため、地域計画が策定されるまでの2年間の間に利用権を新規で設定する方が増えると予想されます。

今回の新規就農者は2名おりますが、各地区議案の委員案件の後、それぞれ説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上を踏まえまして、議案の説明に入らせていただきます。

なお、今回の申請の合計は、申請番号33番を除く45件、73筆、90,025m<sup>2</sup>です。

この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを申し添えます。

それでは、申請番号1番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員田口委員

推進委員の田口が報告いたします。11月25日9時に農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。

1番は現在きれいに耕耘済みの状態でした。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

## 第21回定期総会議事録

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。河村委員の着席を命じます。

(河村委員、着席)

議長

つづきまして、小川地区再設定、委員関連案件1件を除く申請番号2番から5番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号2番から5番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員田口委員

推進委員の田口が2番から4番まで報告いたします。現地調査の日時は先ほどの通りです。

2番は耕耘済みの状態でした。

3番は草刈管理されておりました。

4番じは収穫前の大豆が植わっておりました。以上です。

推進委員石川委員

推進委員の石川が5番について報告いたします。

5番は草刈管理状態でした。以上です

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区再設定、委員関連案件1件を除く申請番号2番から5番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 第21回定期総会議事録

議長	全員賛成ですので申請番号2番から5番については可決、承認されました。これにより、小川地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
議長	つづきまして、大河地区の再設定の案件を審議いたします。申請件数は3件で、関係委員はおりません。申請番号6番から8番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、申請番号6番から8番の再設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 最後に調査区は、大河地区になります。
議長	それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員新井實一 委員	推進委員の新井が報告いたします。11月25日9時に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。 6番は有機野菜が作付けされていました。 7番はくじやく草が栽培されていました。 8番は花桃が栽培されていました。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号6番から8番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号6番から8番については可決、承認されました。これにより、大河地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
	つづきまして、竹沢地区の再設定の案件を審議いたします。申請件数は3件で、関係委員はおりません。申請番号9番から11番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、申請番号9番から11番の再設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 最後に調査区は、竹沢地区になります。
議長	それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員新井邦男 委員	推進委員の新井が9番と10番を報告します。11月24日農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。 9番はナス、ピーマンが作付けされていました。 10番はかぶが作付けされていました。以上です。

## 第21回定期総会議事録

推進委員吉田委員

つづきまして推進委員の吉田が11番について報告いたします。

推進委員吉田委員

11番はチンゲン菜、ナス、さといもなどが作付けされ、ほかの部分についても草刈管理されておりました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号9番から11番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号9番から11番については可決、承認されました。これにより、竹沢地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区の再設定の案件を審議いたします。申請件数は19件で、関係委員がおりますので先に審議いたします。はじめに、申請番号15番から17番について関係委員である遠藤委員の退出を求めます。

(遠藤委員、退出)

議長

それでは、遠藤委員関係案件の申請番号15番から17番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号15番から17番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

13番柴崎委員

13番柴崎が報告いたします。11月20日に調査しました。

15番から17番まではいずれもきれいに草刈管理されていました。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

第21回定期総会議事録

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号15番から17番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号15番から17番については可決、承認されました。ありがとうございました。遠藤委員の着席を命じます。

(遠藤委員、着席)

議長

つづきまして、関口委員関係案件の申請番号18番と19番について審議いたします。関係委員である関口委員の退出を求めます。

(関口委員、退出)

議長

それでは、関口委員の関係案件、申請番号18番と19番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号18番、19番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

9番遠藤委員

9番遠藤が報告いたします。11月20日8時半に農業委員6名、推進委員2名、計8名で集まり現地調査を行いました。

18番、19番につきましてはいずれも大豆の作付けがされておりました。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号18番と19番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号18番と19番については可決、承認されました。ありがとうございました。

関口委員の着席を命じます。

(関口委員、着席)

## 第21回定期総会議事録

議長 つづきまして、島田委員関係案件、申請番号23番から28番について審議いたします。関係委員である島田委員の退出を求めます。

(島田委員、退出)

議長 それでは、島田委員関係案件、申請番号23番から28番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号23番から28番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番関口委員 3番関口が報告いたします。

23番から25番はいずれも稲作後の管理状態でした。

26番は麦が作付けされていました。

27番は稲作後の管理状態でした。

28番は麦が作付けされていました。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号23番から28番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号23番から28番については可決、承認されました。ありがとうございました。

島田委員の着席を命じます。

(島田委員、着席)

議長 つづきまして、八和田地区再設定、委員関係案件11件を除く、申請番号12番から30番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、委員関連案件を除く申請番号12番から30番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

## 第21回定期総会議事録

事務局

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員永島委員

推進委員の永島が12番について報告いたします。  
12番は耕耘済みでキレイな状態でした。以上です。

4番田中委員

4番田中が13番について報告いたします。  
13番は大豆が作付けされていました。以上です。

9番遠藤委員

9番遠藤が14番について報告いたします。  
14番は稻刈り後耕耘済みの状態でした。以上です。

2番島田委員

2番島田が22番まで報告します  
20番は稻刈り後の管理状態でした。  
21番は人参が作付けされていました。  
22番は稻刈り後耕耘済みの状態でした。以上です。

13番柴崎委員

13番柴崎が29番について報告いたします。  
29番は草も生えているがこういう農法のようで耕作されていました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区再設定、委員関係案件11件を除く、申請番号12番から30番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求める

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、八和田地区再設定、委員関係案件11件を除く、申請番号12番から30番は可決、承認されました。これにより、八和田地区再設定の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、小川地区新規設定の案件を審議いたします。小川地区新規設定は申請番号33番を除く5件で関係委員はおりません。申請番号33番を除く申請番号31番から36番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号33番を除く申請番号31番から36番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

## 第21回定期総会議事録

議長

それでは、申請番号33番を除く申請番号31番から36番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員石川委員

推進委員の石川が31番、32番について報告いたします。  
31番は草刈管理状態でした。  
32番は稻作後、麦が作付けされていました。以上です。

推進委員久保委員

つづきまして推進委員の久保が34番から36番について報告いたします。  
34番は稻刈り後の管理状態でした。  
35番はたい肥がおいてありました。  
36番は草刈管理状態でした。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号33番を除く申請番号31番から36番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号33番を除く申請番号31番から36番については可決、承認されました。これにより、小川地区新規設定の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、大河地区並びに竹沢地区の新規設定については申請がありませんでしたので、八和田地区の新規設定について審議します。

申請件数は10件で、委員関係案件はありませんが、新規就農者2名の新規設定について先に審議してから、最後に残りを一括採決いたします。

まず、一人目の新規就農者関係案件、申請番号41番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号41番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者の借受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の3ページをご覧ください。

借受人は中爪にお住いの75歳。

作目構成は米、ごま、ササゲ、落花生、小松菜、きゅうりなどです。

経営方針は、慣行農業です。農業経験は12年。

中学校を卒業後、民間会社に就職され、2008年1月に定年退職されました。

利用権設定後は年間150日以上、農地を耕作されるとのことです。

また、農機具は軽トラック、耕運機、草刈り機を所有されております。

## 第21回定期総会議事録

事務局

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。  
 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。  
 最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員

推進委員の坂田が報告いたします。  
 41番は草刈管理されている状態でした。  
 新規就農者については事務局説明の通りです。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号41番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号41番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、2人目の新規就農者関係案件、申請番号44番と45番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号44番、45番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者の借受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の4ページをご覧ください。

借受人は腰越地区にお住いの40歳。

作目構成は枝豆、落花生、玉ねぎ、じゃがいも、麦などです。

経営方針は、有機栽培で、少量多品目の栽培をしたいとのことです。

農業経験は2年で、小川町有機農業入門講座に令和3年10月から令和4年3月まで受講され、高谷の大澤農園で令和4年5月から令和5年3月まで研修を受けていました。

大学を卒業後、イベントを運営する業務等を受託する会社を自営で営み、その後、NPO法人にて勤務されました。現在は小川町地域おこし協力隊として活動されております。

利用権設定後は年間150日以上、農地を耕作されるとのことです。

また、農機具は軽トラック、草刈り機を所有されております。

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に調査区は、八和田地区になります。

## 第21回定期総会議事録

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番島田委員

2番島田が報告いたします。

44番は一部のみ借りるところが多いのですが、いずれも草刈がされているところだと思います。

新規就農者については事務局説明の通りです。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号44番と45番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号44番と45番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区新規設定、新規就農者関係案件3件を除く、申請番号37番から46番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、新規就農者関係案件を除く申請番号37番から46番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員永島委員

推進委員尾の永島が37番について報告いたします。

37番はきれいな状態になっており、すぐに耕作できる状態でした。以上です。

推進委員坂田委員

推進委員の坂田が38番から40番について報告いたします。

38番、39番は稻刈り後の状態でした。

40番は耕耘済みの状態でした。以上です。

2番島田委員

2番島田が42番から46番まで報告いたします。

42番、43番は耕耘済みの状態でした。

46番はネギが作づけされていました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

## 第21回定期総会議事録

	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区新規設定、新規就農者関係案件3件を除く、申請番号37番から46番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、八和田地区新規設定、委員及び新規就農者関係案件3件を除く、申請番号37番から46番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区的新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
	以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて可決承認されました。ありがとうございました。
	なお、議案第3号は原案のとおり承認することを町に回答いたします。
	日程5、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。今月は6件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。
	議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について「小川町長から、小川町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う意見を求められたので、意見の決定を諮る。」とのことです。
	町の農業振興地域整備計画で指定している農用地区域（通称「青地」）を農地転用をする場合には、まず、指定を外す手続き（除外）が必要となります。
	そして、市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、除外をするとき（農業振興地域整備計画の変更をしようとするとき）は、農業委員会の意見を聞くものとするとしてありますので、今回議案となっている次第です。
	この度、町より6件の除外案件について、当委員会に意見が求められていますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
	それでは、申請番号1番について説明いたします。
	（申請番号1番について説明）
	除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。
	最後に調査区は、小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
	よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
1番中野委員	1番中野が報告いたします。11月25日、農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。
	申請地はきれいに整地され周辺農地への影響もないものと思われます。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第21回定期総会議事録

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 つづきまして、申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について説明)

除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。  
よろしくお願いいたします。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員 5番笠原が報告します。11月25日に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。

現地は傾斜地ですがきれいに整備してあり、特に問題なしと思われます。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

## 第21回定期総会議事録

議長

つづきまして、申請番号3番について説明いたします。

(申請番号3番について説明)

除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員新井邦男  
委員

推進委員の新井が報告いたします。11月24日8時半に集まり、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。

現地は耕耘されている状態で、進入路にしたいとのことで特に問題はないかと思います。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局

つづきまして、申請番号4番について説明いたします。

(申請番号4番について説明)

除外後の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉田委員

推進委員の吉田が報告いたします。11月24日に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。

現地は住宅への進入路ということで、特に周辺の耕作に影響はないものと思われます。以上です。

第21回定期総会議事録

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号4番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号4番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 つづきまして、申請番号5番について説明いたします。

(申請番号5番について説明)

除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。  
よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田中委員 4番田中が報告いたします。11月20日に農業委員6名、推進委員2名、計8名で現地調査を行いました。

現地はネギ、白菜が耕作中で、特に問題ありません。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号5番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号5番については可決、承認されました。ありがとうございました。

## 第21回定期総会議事録

議長

つづきまして申請番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局

つづきまして、申請番号6番について説明いたします。

(申請番号6番について説明)

除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。  
よろしくお願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

9番遠藤委員

9番遠藤が報告します。11月20日8時半に、農業委員6名、推進委員2名、計8名で現地調査を行いました。

3名の新規就農者のうち2名に参加いただきまして、現地調査をすることができました。自己紹介ののち現地調査を行いました。現地は現在休耕中ですが管理してあるので特に問題ないかと思います。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号6番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号6番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第4号は原案のとおり承認することを町に回答いたします。

次に、日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定があったので報告する」との事でございます。

(申請番号1番から2番を順に報告)

以上報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

第21回定期総会議事録

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年11月第21回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時10分です。